

# 令和7年度 大東市こども誰でも通園制度試行事業

こども<sup>★</sup>①<sup>★</sup>でも  
通園制度



## 目次

- 1. 制度の目的等
- 2. 設備及び運営基準条例の制定について
- 3. 令和7年度試行事業の概要
- 4. こども誰でも通園制度総合支援システム
- 5. 事業者登録について
- 6. 利用者決定の流れ



## 1. 制度の目的等



## ＜『こども誰でも通園制度』の目的＞

- ◆ **全てのこどもの育ちを応援し**、全ての子育て家庭への支援を強化するため、家庭とは異なる経験や家庭以外の人と関わる機会などを通じてこどもの成長を見守り、孤立感や不安感を抱えながら子育てしている保護者を支援する。
- ◆ こどもの成長の視点から、「**全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する**」



## <一時預かりとの違い>

◆「一時預かり事業」は、育児疲れの解消や急病、入院等に伴う一時的な保育など、**保護者や家庭の事情に応じてスポットで子どもの預かりを行うサービス。**

◆「こども誰でも通園制度」は、**こどもの成長の観点から、こどもの育ちを応援することを目的としている。**



## <子どもにとっての意義>

- ◆家庭にいただけでは得られない**様々な経験**を通じて、ものや人への**興味や関心**が広がり、**成長することができる**。
- ◆**同年齢の子どもとの関わり**により、**社会情緒的な発達**を支えるなど、**こどもの心身の成長・発達に良い影響**が期待できる。
- ◆**家族以外の人と関わる機会**が得られるなど、**豊かな経験**をもたらす。



## <保護者にとっての意義>

- ◆ 制度の利用を通じて、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができるなど、**新たな気づきや親としての成長**につながる。
- ◆ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることによる**子育てにおける孤立感や不安感の解消や軽減**が図れる。
- ◆ 地域の様々な社会的資源につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がる。



## 2. 設備及び運営基準条例の制定について



## ＜設備及び運営基準条例の制定＞

- ◆根拠法 新児童福祉法第34条の16(R7.4.1施行)  
「市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」  
➡大東市は令和7年6月議会で条例制定予定

### ◆条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、食事、秘密の保持、 <u>乳児等支援事業の区分、設備及び職員の基準</u> 、乳児等通園支援の内容等	最低基準の目的、一般原則、非常災害の対応、職員の知識及び技能の向上、衛生管理、保護者との連絡、内部規定、苦情への対応等



## ◆事業の種類

余裕活用型	保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受け入れを行う
一般型	余裕活用型以外の類型。保育所等の定員とは別に、定員を設定する。

## ◆設備及び職員の基準

	余裕活用型	一般型
設備の基準		<p>【0～1歳児】乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人</p> <p>【2歳児】1.98㎡/人</p>
職員の基準	各施設の基準を遵守	<p>【0歳児】3:1 【1～2歳児】6:1</p> <p>※半数以上は保育士とする ※保育従事者は2名を下回れない (保育所等と一体的に実施する場合は1名とできる)</p>



## 3. 令和7年度試行事業の概要



## 令和8年度からの本格実施を、より良い制度として円滑に導入するため、令和7年度に試行事業を実施

#### 令和7年度

法に基づく子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ  
「乳児等通園支援事業」

#### 【実施規模】

・就学前教育・保育施設複数個所を想定

- ・利用ニーズの把握
- ・給付制度実施に向けた課題の整理



#### 令和8年度

新たな子ども・子育て支援給付として、すべての自治体で実施  
「乳児等のための支援給付」

- ・利用ニーズに応じた供給量の確保
- ・試行的事業の反省を踏まえた、円滑な給付事業の実施



#### ◆利用対象者

- ・市内に在住する、認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業所・企業主導型保育施設に通っていない、0歳6か月～満3歳未満の乳幼児

#### ◆利用時間数

- ・月10時間を上限とする

#### ◆利用料

- ・1時間につき、こども一人あたり300円を保護者より徴収  
※生活保護世帯、市民税非課税世帯等の減免あり

#### ◆食事の提供

- ・施設ごとに提供の有無を決定



#### ◆施設の利用

##### ・利用パターン

定期利用…こどもが場や人に慣れ、関係を構築しやすい

柔軟利用…こどもの状況や保護者のニーズに合わせた利用が可

・利用時間 1時間単位で任意/利用時間帯を指定

・実施形態 余裕活用型/一般型(在園児混合/専用室独立)

・年齢構成 同年齢保育/異年齢保育

#### ◆キャンセルの対応

・市が設定するキャンセルポリシーに則った統一的対応

#### ◆親子通園

・各施設で決定（長期間にならない程度での実施）



## <今後のスケジュール>

《令和7年》

- 8月
  - ・子ども・子育て会議にて認可に関する意見聴取
  - ・事業者認可
- 10月
  - ・広報だいつう掲載
  - ・利用者登録受付開始
- 11月
  - ・試行的事業開始（予定）



# 4. こども誰でも通園制度総合支援システム

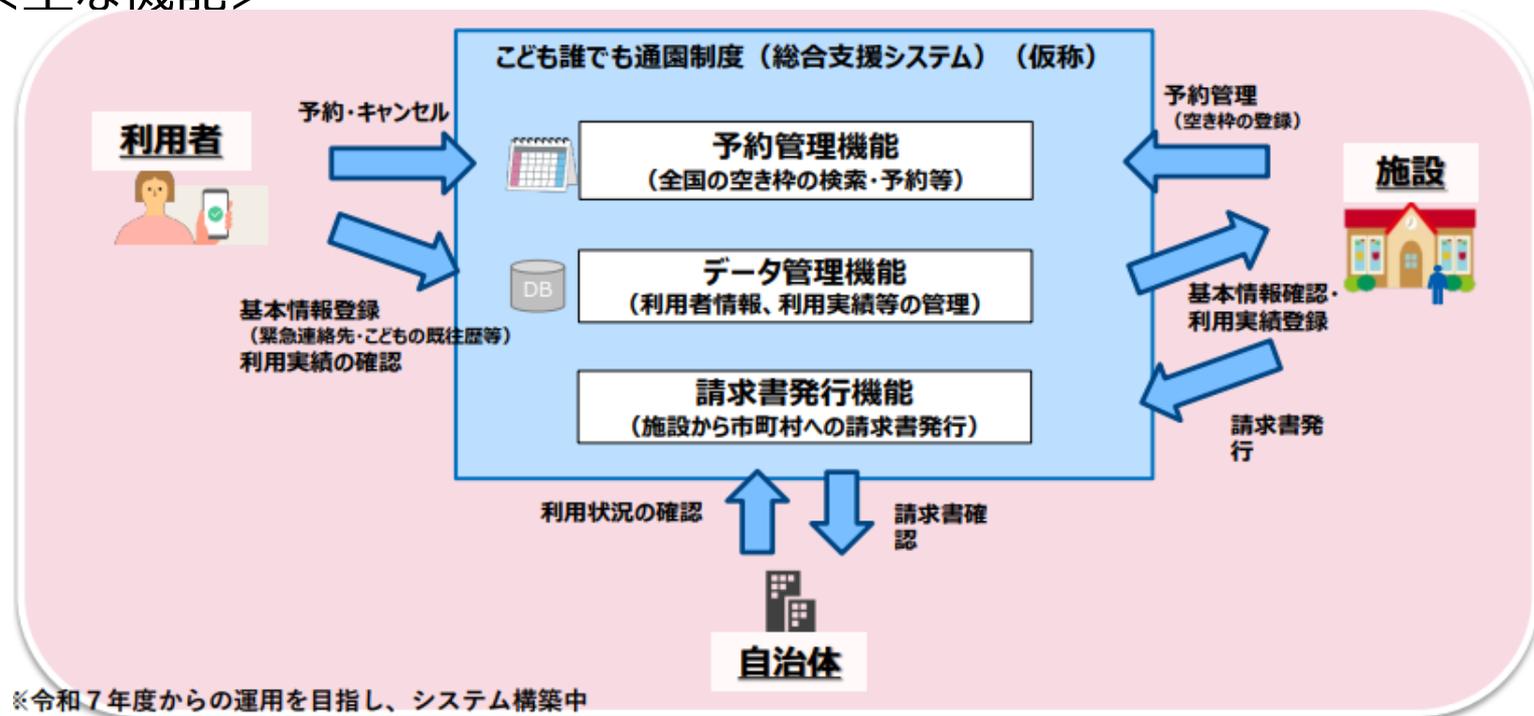


・令和7年度試行事業は、大東市の「**電子申請システム**」と、国が提供する「**総合支援システム**」により実施する予定

### ■「総合支援システム」の概要

- ・実施施設、利用者、自治体がインターネット環境からアクセスし、利用する
- ・利用にあたっては、実施施設・利用者に対し、市からIDを発行

### <主な機能>





# 5. 事業者登録について



- ・子ども誰でも通園制度の事業者登録の際は、市が定める申請書をご提出いただきます。
- ・市は申請書の提出を受け、設備運営基準への適合状況について審査を行い、「大東市子ども・子育て会議」において、意見聴取を行います

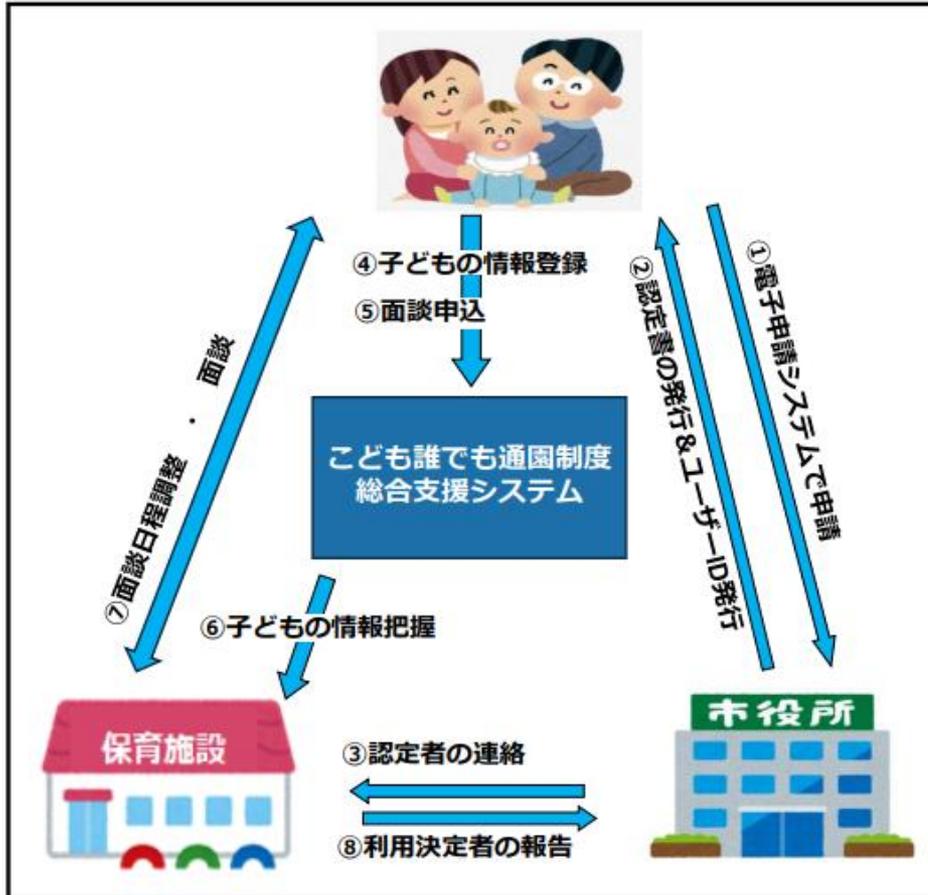


### 主な検討内容

- ①実施方法(余裕活用型、一般型)
- ②受け入れる子どもの年齢・時間枠等
- ③利用パターン
- ④食事の提供
- ⑤親子通園
- ⑥特別な支援が必要な場合の対応
- ⑦子どもへの関わりや遊びの内容
- ⑧その他(キャンセルポリシー、事故や災害発生時の対応等)



# 6. 利用者決定の流れ



## 利用者

- ① 希望施設を選択し、大東市電子申請システムで子ども家庭室保育幼稚園Gに利用申請

## 子ども家庭室

- ・施設の利用定員を超えた場合、抽選を行い認定者を決定する（制度利用対象者を決めるもので、施設の利用を決定するものではない）
  - ・利用対象者の減免等の確認
- ② 認定者に、認定書と、「子ども誰でも通園制度総合支援システム」のIDを発行。
  - ③ 施設に対し、認定者の連絡を行う

## 利用者

- ④ 付与されたIDでシステムにログインし、子どもの健康情報等を入力する
- ⑤ システムから面談の申込

## 施設

- ⑥ システムで利用希望のこどもの健康状態を確認する
- ⑦ 電話等で認定者と面談日を調整、面談を実施  
利用契約を締結（この段階で利用可能となる）
- ⑧ 利用決定者を子ども家庭室保育幼稚園Gへ連絡